

必ずお読みください

## ふるさと納税ワンストップ特例の申請について（ご案内） （寄附金税額控除に係る申告特例）

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、確定申告をする必要のない給与所得者等が以下の条件を満たす場合に、確定申告（または市区町村への住民税申告）を行わなくても、ふるさと納税による寄附金控除が受けられる特例制度です。本特例が適用される場合、所得税控除分相当額を含め、翌年度の住民税から控除が受けられます。

### ★特例申請ができる方の条件

- もともと**確定申告（または市区町村への住民税申告）が不要な給与所得者等**である。  
※自営業の方や、医療費控除等で確定申告をする方は対象となりません。
- 寄附先の県・市町村（地方団体といいます。）が**5つ以内**である。

この制度を利用するためには、同封の申請書の必要事項に記入し、提出していただく必要があります。上記各条件に該当していることを確認し、別紙「特例申請書」をご記入の上、同封いたしております返信用封筒を使用してご返送ください。

また、ワンストップ特例申請書には、**マイナンバーの記載が必要**となります。マイナンバーの記載及び添付書類については、別紙をご覧ください。

なお、胎内市では、申請書受理後の受付書の返送にかえて、お申込の際にご登録いただいたメールアドレスに確認メールを送付させていただきます。あらかじめご了承ください。

### ご注意ください！！

- 地方税法の規定により、ワンストップ特例の申請をされた方が、寄附対象年分の**確定申告又は住民税申告をされた場合**や、ワンストップ特例の申請地方団体数が**年間で5つを超えた場合**は、ワンストップ特例の申請自体がなかったものとして扱われ、**申請自体が無効となります**ので、ご注意ください。
- そのため、ワンストップ特例申請をした後に、医療費控除などの控除の追加や新たな所得の発生により確定申告・住民税申告の必要が生じた場合や、寄附先地方団体が5つを超える場合には、確定申告等の税務申告にて**必ず寄附金控除の手続きも行ってください**。この場合、領収書を添えて申告していただくこととなりますので、お送りしました寄附証明書（領収書）は大切に保管してください。
- 転居による住所変更など、提出済みの**申請書の内容に変更があった場合**、ふるさと納税をした**翌年の1月10日までに**胎内市（申請先地方団体）へ「申請事項変更届出書」を提出する必要があります。様式が必要な場合には、ご連絡ください

令和 年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

**記入例**

提出日を記入してください。

令和 年 月 日 新潟県胎内市長 殿	整理番号	
住所 〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号	フリガナ	タイナイ タロウ
電話番号 0254-43-6111	氏名	胎内 太郎
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
	性別	男 女
	生年月日	明・大平 50. 1 . 1

個人番号（マイナンバー）を記入してください。また、番号確認と本人確認のための書類添付が必要です。  
 ※添付書類などについて詳しくは、別紙をご覧ください。  
 ※書類不備の場合、受付ができませんので一式返送させていただきます。ご注意ください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	50,000 円

胎内市に寄附をした年月日と寄附金額を確認。

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する者でない者（申告特例対象者でない者）をいいます。

確定申告の提出不要者であり、住民税申告も提出不要者（寄附金税額控除は除く。）である場合。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）の1月1日から12月31日の間に申告の特例を受ける者（申告特例対象者）をいいます。

ワンストップ特例申請で寄附をする地方団体数が5団体以下であると見込まれる場合。

（切り取らないでください。）

令和 年 月 日

住所 氏名

◆個人番号（マイナンバー）の取り扱いについて  
ご提出いただいた個人情報は、ワンストップ特例事務以外には使用いたしません。

◆ワンストップ特例申請についてのお問い合わせ・提出先  
胎内市役所 総合政策課 企画政策係  
〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号  
電話：0254-43-6111（代表） Mail：kikaku@city.tainai.lg.jp

付書 付印

令和 年 月 日 殿	整理番号
住所	フリガナ
	氏名
	個人番号
電話番号	性別
	生年月日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

### 1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

### 2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書  
道府県民税

住所	受付日付印
氏名	殿

受付団体名	
-------	--

## マイナンバー(個人番号) 確認書類(写)・本人確認書類(写) 添付台紙

確認書類は下記を参考にご用意いただき、この用紙に貼付し申請書と一緒に提出してください。

- ・確認書類は「1. マイナンバー(個人番号)確認書類」と「2. 本人確認書類」の **両方が必要** です。  
**※必ず、申請書に記載した住所がわかる書類を添付してください。**
- ・提出期限は **寄附をした翌年の1月10日(必着)** です。期限を過ぎますと受付することができませんのでご注意ください。

1. マイナンバー(個人番号)確認書類	
<p><b>マイナンバーカードをお持ちの方</b> ・マイナンバーカード両面のコピー</p> <p><b>マイナンバーカードをお持ちでない方</b> ・通知カードのコピー</p> <p>※上記の書類が用意できない場合には、個人番号が記載された住民票のコピー</p>	

2. 本人確認書類	
<p><b>マイナンバーカードをお持ちの方</b> ・1. に貼った場合は不要。</p> <p><b>マイナンバーカードをお持ちでない方</b> ・運転免許証、運転履歴証明書、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書のいずれかのコピー。 ※顔写真が確認できるもの。</p> <p>・上記書類の提出が困難な場合は、保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、官公署発行の氏名、住所、生年月日が確認できる書類等の中から <b>2つ以上</b> のコピー。</p>	<p>※貼りきれない書類は裏面に貼付してください。</p>

※マイナンバー(個人番号)の記載誤りや、上記本人確認書類が添付されていない場合には、ワンストップ特例制度をご利用いただけませんのでご注意ください。

④

9 5 9 2 6 9 0

のりしろ

料金受取人払郵便

中条局承認  
2145

差出有効期限  
2023年  
3月31日まで

この封筒は切手  
を貼らずにお出  
しください。

新潟県胎内市新和町二番十号  
胎内市役所  
総合政策課  
企画政策係  
行

①

はじめにこの面を  
折ってください。

のりしろ

②

|||||  
[ふるさと納税関係書類在中]

のりしろ

胎内市役所総合政策課  
〒959-2693新潟県胎内市新和町2番10号  
TEL (0254) 43-6111 FAX (0254) 43-5502

のりしろ

③